

審査意見への対応を記載した書類(7月)

(目次)教育学研究科学校教育実践高度化専攻(P)

【名称に関する意見】

1. 教職修士(専門職)の英語名称について、「Master of Education」とする考え方を、既設の修士課程の学位名称との違いを含めて説明すること。(意見)・・・1

【教育課程等に関する意見】

2. 65歳以上の教員が退職した後においても教育水準の維持・活性化に支障がなく、教員組織の継続性に問題が生じることのないよう、対応や見通しについて具体的に説明すること。(意見)・・・2

(意見) 教育学研究科学校教育実践高度化専攻(P)

1. 教職修士(専門職)の英語名称について、「Master of Education」とする考え方を、既設の修士課程の学位名称との違いを含めて説明すること。(意見)・・・1

(対応)

ご指摘の件につきましては、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員養成を目的とした教職大学院の課程の学位と既設の修士課程の学位の英語名称の違いが明確ではありませんでしたので、違いを明確にするため、また他大学における名称等の調査も踏まえ、「専門職」を意味する「Professional」を追記し、「教職修士(専門職)(Master of Education(Professional))」へ変更します。

(新旧対照表)基本計画書

新	旧
新設学部等の概要 学位又は称号 教職修士(専門職)【Master of Education (Professional)】	新設学部等の概要 学位又は称号 教職修士(専門職)【Master of Education】

(新旧対照表)設置の趣旨等を記載した書類

新	旧
P6 (2) 学位の名称 <u>高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員養成を目的とした教職大学院の課程であることを踏まえて、既設の修士課程との違いを明確にするため、英語名称については、「専門職」を意味する「Professional」を明記することとし、学位の名称を「教職修士(専門職)(Master of Education(Professional))」とする。</u>	P6 (2) 学位の名称 学位の名称を「教職修士(専門職)(M.Ed.(Master of Education))」とする。

(意見)教育学研究科学校教育実践高度化専攻(P)

2. 65歳以上の教員が退職した後においても教育水準の維持・活性化に支障がなく、教員組織の継続性に問題が生じることのないよう、対応や見通しについて具体的に説明すること。(意見)・・・2

(対応)

ご指摘については、完成年度において65歳以上の専任教員が4名(実務家教員3名、研究者教員1名)在職することについての懸念と推察します。このうち実務家教員3名は、小・中学校・高等学校の校長、県教育委員会教育次長等の管理職を経験しており、教職大学院の教育、また教育委員会や各学校との連携において重要な役割を果たしています。これらの教員が退職した後においても、引き続き、特任教員として雇用するなど、必要とする実務家教員の数を継続して確保することについて、適切に対応します。併せて、鹿児島県教育委員会等とも緊密に連携し、教職大学院における実務家教員としてふさわしい人材を継続的に配置することについて、調整を図ることの確認が取れており、実務家教員の基準を満たすための補充等が確実に措置されるよう取り組んでまいります。また、研究者教員1名についても退職後は、学部及び教職大学院の専任として教員選考を行い、後任を補充する予定です。

このように、65歳以上の教員が退職した後においても、教育水準の維持・活性化が図られ、教員組織を問題なく継続していくことが可能となる見通しがあります。

(新旧対照表)設置の趣旨等を記載した書類

新	旧
<p>P30</p> <p>加えて、教科教育(教授－学習)研究領域を中心に、現在、教育実践総合専攻(修士課程)の専任教員(研究者教員)も31名が異動するが、このうち学校現場の実務経験を持つ教員が9名いる(いずれも必置外定員)。</p> <p><u>なお、完成年度において65歳以上の専任教員が4名(実務家教員3名、研究者教員1名)在職することになるが、このうち実務家教員3名は、校長、県教育委員会教育次長等の管理職経験があり、教職大学院の教育、また教育委員会や各学校との連携において重要な役割を果たしている。これらの教員が退職した後においても、引き続き、特任教員として雇用するなど、必要とする実務家教員の数を継続して確保することについて、適切に対応するものである。併せて、鹿児島県教育委員会等とも緊密に連携し、教職大学院における実務家教員としてふさわしい人材を継続的に配置することについて、調整を図ることの確認が取れており、実務家教員の基準を満たすための補充等が確実に措置されるよう取り組んでいくものである。また、研究者教員1名についても退職後は、学部及び教職大学院の専任として教員選考を行い、後任を補充する予定である。</u></p> <p><u>このように、65歳以上の教員が退職した後においても、教育水準の維持・活性化が図られ、教員組織を問題なく継続していくことが可能となる見通しがある。</u></p>	<p>P30</p> <p>加えて、教科教育(教授－学習)研究領域を中心に、現在、教育実践総合専攻(修士課程)の専任教員(研究者教員)も31名が異動するが、このうち学校現場の実務経験を持つ教員が9名いる(いずれも必置外定員)。</p>